

# 預かり保育の無償化に係る請求方法のご案内

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用し発生した費用は、申請をすることで無償化を受けることができます。

## 1. 提出書類について

在籍している幼稚園又は認定こども園へ以下の書類を期日までに提出してください。

### 【提出書類】

- ・施設等利用費請求書
- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書 兼 提供証明書（原本）
  - ※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の利用費を併せて請求することができます。（※1） 該当の方は、請求書に必要事項をご記入の上、併用している認可外保育施設等から「領収証兼提供証明書」の発行を受け、併せてご提出ください。
  - ※病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を併用している方は、「領収証兼提供証明書」ではなく「活動報告書」をご提出ください。（※1） 該当する園のみ。詳しくは在籍園にお問い合わせください。
- ・通帳の写し等の口座情報が確認できる書類【**新規・変更の方のみ**】
  - ※振込み先については、保護者様の口座となります。
- ・委任状【**該当の方のみ**】

領収書・提供証明書を添付できない場合は、請求していただくことができません。請求があった場合でも、却下となります。領収書兼提供証明書は、紛失しないようにご注意ください。

## 2. 請求期日について

在籍園への請求書の提出期日は以下のとおりです。

預かり利用時期	在籍園への提出期日	振込予定日
4～6月	7月15日	8月末
7～9月	10月15日	11月末
10～12月	1月15日	2月末
1～3月	4月15日	5月末

※請求書の提出忘れ等があった際は、次の請求書受付月にご提出いただけます。ただし、各月の利用に対する請求権は翌月1日から2年間です。15日が休日の場合は前日までにご提出をしてください。

## 3. 転入・転出又は転園退園時の注意事項について

転入されるまでの請求は、転入前の住所地で手続きが必要となりますので、前住所地にて申請をおこなってください。

転出、転園又は退園されたかたは、請求書等の書類を直接こども保育課の窓口へ提出してください。

※他市への転出の場合については、こども保育課まで郵送にて提出をしてください。

〒349-0215  
白岡市千駄野 445 はびすしらかか1階  
白岡市 健康福祉部 こども保育課 学童保育担当  
電話：0480-31-9096  
mail：hoiku@city.shiraoka.lg.jp

